

# 公益社団法人泉南青年会議所定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人泉南青年会議所と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府泉南市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、地域社会と国家の健全な発展を目指し、国際的理解を深め世界の平和と繁栄に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 教育・福祉・環境・芸術・文化・国際交流等様々な分野において地域社会の直面する諸問題の解決・改善を目的とし、明るい豊かなまちづくりに資する事業。
- (2) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、大阪府内において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(運営の原則)

第6条 この法人は、特定の個人又は法人、その他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。

2 この法人は、特定の政党のために利用し、又は利用させない。

## 第2章 会員及び会費

(会員の種類及び資格)

第7条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。その資格は当該各号に定めるとおりとする。

(1) 正会員

大阪府泉南市・阪南市・岬町及びその周辺に居住し、又は勤務する満20才以上40才未満の品格ある青年で、この法人の目的に賛同する個人。ただし、年度中に満40才に達したときでも、その年度中は正会員とする。

(2) 特別会員

正会員であった者で、満40才に達した日の属する年度の翌年度以降においてこの法人の会員となることを希望する個人

(3) 名誉会員

この法人に功労があった個人で、社員総会において決定された者

(4) 賛助会員

この法人を賛助することを望む個人又は団体

(正会員の権利及び義務)

第8条 正会員は、この定款に規定するもののほか、この法人の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に有し、また定款その他の規程を遵守し、この法人の目的達成に必要な活動を行う義務を負う。

(正会員の資格の取得)

第9条 この法人の正会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込むものとする。

2 入会は、社員総会において定める基準により、理事会においてその可否を決定し、本人に通知するものとする。

(会費及び入会金)

第10条 正会員は、社員総会において定める会費規程に基づき、会費及び入会金を納入しなければならない。

2 特別会員は、会費規程に基づき特別会費を納入しなければならない。

3 賛助会員は、会費規程に基づき賛助会費を納入しなければならない。

4 名誉会員については、会費及び入会金を納めることを要しない。

5 第1項から第3項の会費、特別会費、賛助会費及び入会金については、その2分の1以上を公益目的事業のために、充当するものとする。

(会員の資格喪失)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。

(4) 除名されたとき。

(5) 総正会員の同意があったとき。

(退会)

第12条 この法人を退会しようとする会員は、その年度の会費を完納した後、理事会が別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第13条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の定款又は規則に違反したとき。

(2) この法人の体面を傷つけ、又は目的に反する行為のあったとき。

(3) その他の正当な事由があるとき。

2 前項により除名の決議がなされたときは、その会員に対し、通知をするものとする。

(休会)

第14条 正会員がやむを得ない事由により5箇月以上各種会議及び行事に出席できないときは、理事会の承認を得て、休会することができる。ただし、会費の納入義務は免れない。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第15条 会員が第11条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の会費納入義務は、免れない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

### 第3章 社員総会

(構成)

第16条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第17条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事（以下、「役員」という。）の選任及び解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) 定款の変更
- (6) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第18条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

2 定時社員総会は、毎年1回1月に開催する。

3 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面によって、招集の請求が理事にあったとき。

(招集)

第19条 社員総会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、議決権を有する正会員に対し、開催日の1週間前までに会議の目的たる事項及びその

内容並びに日時及び場所を示した文書をもって、通知を発しなければならない。ただし、社員総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第20条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第21条 社員総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第22条 社員総会の決議は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項前段の場合、議長は正会員として議決に加わることはできない。

(書面議決権等)

第23条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第24条 社員総会の議事については、法令で定める事項のほか、議事録署名人の選任に関する事項を記載した議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した正会員又は理事の中から、その社員総会において選出された議事録署名人2名以上が署名捺印しなければならない。

## 第4章 役員及び理事会

### 第1節 役員

(種類及び定数)

第25条 この法人には次の役員を置く。

(1) 理事 4名以上15名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とし、3名以上6名以内を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(選任等)

第26条 理事及び監事は社員総会の決議によって選任する。

2 理事はこの法人の正会員の中から選定する。

- 3 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 前項で選定された代表理事は、理事長に就任する。
- 5 理事会は、その決議によって、第2項で選定された業務執行理事の中から、副理事長、専務理事及び事務局長を選定する。ただし、副理事長は4名以内、専務理事及び事務局長は各1名とする。
- 6 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 7 本会議所は、外部監事を置くことができる。
- 8 前項の外部監事とは、本会議所の正会員以外の個人とする。
- 9 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 10 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者として法令に定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 11 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 5 事務局長は、専務理事を補佐し、この法人の運営を円滑にするため庶務をつかさどる。
- 6 理事長、副理事長、専務理事及び事務局長は、前1箇月間の職務の執行状況を毎理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対して、その行為をや

めることを請求すること。

(8) その他、監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第29条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠又は増員のために選任された理事の任期は、前任理事又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

4 補欠のために選任された監事の任期は、前任監事又は他の在任監事の任期残存期間と同一とする。

5 役員は、第25条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお権利義務を有する。

(役員の前任及び解任)

第30条 役員は、理事会の承認を得て辞任することができる。

2 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

3 監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬)

第31条 役員は無報酬とする。

(取引の制限)

第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事項を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第33条 この法人は、理事及び監事（理事又は監事であったものを含む）の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、外部監査との間で、一般社団法人・財団法人法第115条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任限度額はあらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

## 第2節 理事会

(設置)

第34条 この法人に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第35条 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制（理事の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備
- (6) 第33条の責任の免除

(種類及び開催)

第36条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 定例理事会は、毎月1回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第28条第1項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第37条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。

- 3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第38条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第39条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第40条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第41条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事がこれに署名、捺印しなければならない。

## 第5章 財産及び会計

(財産の種別)

第43条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 公益認定を受けた日以後に寄付を受けた財産については、その半額以上を第4条の公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄付金等取扱い規程による。

(基本財産の維持及び処分)

第44条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会の決議を得なければならない。

(財産の管理・運用)



第45条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める資金運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第46条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書、財産目録（以下「財産目録等」という。）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時社員総会において承認を得るものとする。

2 前項の財産目録等については、毎事業年度の経過後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 この法人は、第1項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(暫定予算)

第48条 第46条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により事業年度開始前に収支予算が成立しないときは、理事長は、理事会の決議を経て、その年度の収支予算が成立するまでの間、前年度の予算の例により執行するものとする。

2 前項の収入支出は新たに成立した予算による収入支出とみなす。

## 第6章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第49条 この定款は、第52条の規定を除き、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の議決により変更することができる。

2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁へ届け出なければならない。

(合併等)

第50条 この法人は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の議決により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の

議決により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第52条 この法人が公益認定取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1箇月以内に社員総会の決議によりこの法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体又は同法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第53条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議によりこの法人と類似の事業を目的とする他の公益法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第7章 委員会

(委員会)

第54条 この法人の事業を推進するために、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会には委員長1名、及び必要に応じ副委員長2名以内を置くこととし、理事がこれを務める。
- 3 委員会の委員は、正会員のうちから理事会が選任する。
- 4 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第8章 事務局

(設置等)

第55条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には事務局員を置く。
- 3 事務局員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第56条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え付けておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 社員総会及び理事会の議事に関する書類
- (6) 財産目録

(7) 事業計画書及び収支予算書

(8) 事業報告書及び計算書類等

(9) 監査報告書

(10) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第57条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

## 第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第57条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第58条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第59条 この法人の公告は電子公告による。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第10章 補則

(委任)

第60条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

上記は当法人の現行定款と相違ない。

平成29年1月17日

公益社団法人泉南青年会議所

代表理事 谷 展和

